

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成25年4月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 正副部会長会議の結果報告について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 使用貸借の解約通知について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 3番 清 水 栄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 高 山 博 委員 |
| 25番 佐 藤 裕 雄 委員 | 26番 阿 部 新一郎 委員 |

27番 星野英治委員 28番 藤田吉則委員
29番 渡邊一英委員 30番 原正利委員
31番 小師勉委員 32番 目黒伸一委員
33番 山田佳典委員 34番 蒲澤正委員

欠席委員 1名

35番 小林六一委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	大坂純司
事務局 次長	斎藤公明
経営基盤係副参事	麦倉政勝
経営基盤係主任	鈴木和志

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

これより定例総会を開催したいと思います。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席34名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。12番、大竹一雄委員、22番、野水敏秋委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

4ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定18件、6万94.27㎡、再設定3件、1万4,819.85㎡、利用権転貸し2件、1,022㎡、所有権移転2件、2,835㎡であります。合計では25件、7万8,771.12㎡であります。

それでは、戻りまして1ページをごらん願います。1番から順に説明いたします。

1番は、鶴田2丁目地内の農地2筆、2,022㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約230万円であります。

2番は、代官島地内の農地2筆、813㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約123万円であります。

3番は、福島新田地内の農地4筆、422㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

4番は、岡野新田地内の農地1筆、3,000㎡を新規により2年間利用権設定する

ものであります。

5番は、金子新田ほか地内の農地3筆、3,916㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

6番は、矢田地内の農地3筆、6,123㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

7番は、矢田地内の農地1筆、7,415㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

8番は、上保内地内の農地10筆、6,893.77㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

9番の1は、江口地内の農地1筆、9,91㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

10番の1は、柳沢地内の農地2筆、122㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

11番の1は、福島新田地内の農地7筆、2,248㎡を新規により7年間利用権設定するものであります。

12番は、柳沢地内の農地2筆、198㎡を新規により8年間利用権設定するものであります。

13番は、下大浦地内の農地7筆、4,530㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

14番の1は、檜山地内の農地2筆、3,072㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

15番の1は、森町地内の農地6筆、5,565.55㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

16番の1は、曲淵2丁目ほか地内の農地12筆、9,050.04㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

17番の1は、柳沢地内の農地3筆、1,545㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

18番の1は、山王西地内の農地1筆、1,168㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

19番は、小古瀬地内の農地1筆、4,269㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の20番から4ページの21番、25番の3件につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

続きまして、同じく4ページの22番をごらん願います。22番は、金子新田の農地1筆、957㎡を約1年間利用権の転貸しをするものであります。

23番は、金子新田地内の農地1筆、65㎡を約1年間利用権転貸しをするものであります。

24番は、葎谷地内の農地1筆、547㎡を新規に10年間利用権設定するものであ

ります。

5ページをごらん願います。9番の2から6ページの21番の2までの枝番がついております9件、3万6,527.35㎡につきましては、農地利用集積円滑化事業で新規及び再設定により、5年から10年間利用権設定するものであり、議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思います。

いずれも申請人の書類確認及び農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

それでは、第3調査部会の調査結果についてを報告いたします。

第3調査部会は、4月24日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもとに会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時10分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定18件、再設定3件、利用権転貸し2件、所有権移転2件、合計件数25件で、面積にして7万8,771.12㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

7ページをごらん願います。今月の申請は、3件の申請で、合計1万1,032㎡であります。

それでは、1番から順に説明いたします。

1番は、吉田地内の農地1筆、195㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約60万円であります。

2番は、月岡4丁目地内の農地1筆、229㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

3番は、中浦地内の農地17筆、1万608㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなど、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、使用貸借によるもの2件、合計件数3件、面積1万1,032㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第2号につきましては、ただいま

調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

9ページをごらん願います。今月の申請は、4件の申請で、合計1,704㎡であります。

それでは、戻りまして8ページの1番から順に説明いたします。

1番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、174㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円あります。場所につきましては、南小学校西側400m付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内であることから、第3種農地と判断されます。

2番は、鶴田2丁目地内の農地1筆、1,062㎡を売買により取得し、建て売り住宅3区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約7,000円あります。場所につきましては、三条東高校北側300m付近で、500m以内に教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。

3番は、鶴田2丁目地内の農地1筆、330㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟、駐車場4台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条東高校北側300m付近で、500m以内に教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。

4番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、138㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円あります。場所につきましては、東本成寺集会所西側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして4件、面積にして1,704㎡で、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

11ページをごらん願います。今月は、7件の申請で、2,504.53㎡であります。

それでは、戻りまして10ページの1番から順に説明をいたします。

1番は、北四日町地内の農地1筆、439㎡を現駐車場と一体利用として駐車場15台の用地として利用したいものです。場所につきましては、静照院の敷地内でございます。都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

2番は、新保地内の農地1筆、136㎡を公衆用道路の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条高等学校西側100m付近で、都市計画用途地域の工業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

3番は、土場地内の農地1筆、485㎡を農家住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、旧嵐南土地改良区跡地西側150m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

4番は、袋地内の農地7筆、975㎡を農作業所1棟、屋外作業所1カ所、屋外物置、農機具駐車場2カ所の用地として利用したいものです。場所につきましては、袋五社神社南側250m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

5番は、中島地内の農地1筆、438㎡を農機具格納庫1棟、屋外資材置き場の用地

として利用したいものです。場所につきましては、中島集会所西側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

6番は、猪子場新田地内の農地1筆、3.3㎡を宅地との一体利用地として金属加工工場1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、猪子場新田集会所から南西側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

7番は、東新保地内の農地3筆、28.23㎡を駐車場20台の用地として利用したいものです。場所につきましては、建設中の市道新保裏館線沿いで、株式会社コロナ体育館北側150m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準、一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして7件、面積にして2,504.53㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、15ページをごらん願います。13件の申請で、合計8,160㎡であります。

それでは、戻りまして12ページの1番から順に説明をいたします。

1番から4番までは、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

5番は、大谷地地内の農地2筆、3,612㎡を賃借権の設定により、五十嵐川災害復旧工事に伴う建設事務所及び休憩所として3棟、資材置き場、駐車場66台の用地として平成25年5月20日から平成26年5月31日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、大名橋右岸上流堤防隣接地でございます。農振農用地であります。災害復旧工事に伴う一時転用地であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断いたしました。

6番は、直江町4丁目地内の農地2筆、818㎡を売買により取得し、宅地分譲4区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円です。場所につきましては、旧嵐南土地改良区跡地北側100m付近で、直江排水路右岸隣接地でございます。都市計画用途地域の工業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

7番は、上保内地内の農地4筆、363㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万5,000円です。場所につきましては、JR保内駅南西側400m付近で、住宅等が連たんする地域内であることから、第3種農地と判断されます。

8番は、東新保地内の農地1筆、42㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅用地として利用したいものです。場所につきましては、三条高等学校西側100m付近で、都市計画用途地域の工業地域に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

9番は、直江町3丁目地内の農地1筆、165㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円です。場所につきましては、旧斎場北側400m付近で、都市計画用途地域の工業地域に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

10番は、帯織地内の農地3筆、250㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟、物置1棟、車庫1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、前谷地集会所南側200m付近で、住宅等が連たんする地域内であることから、第3種農地と判断されます。

11番は、新保地内の農地1筆、231㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条高等学校西側100m付近で、都市計画用途地域の工業地域内に当たることから、農用地区分は

第3種農地と判断されます。

12番は、福岡地内の農地1筆、327㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、福岡ふれあいセンター南東側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

13番は、大島地内の農地1筆、648㎡を売買により取得し、住宅1棟、倉庫1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円であります。場所につきましては、大島中学校南側50m付近で、住宅等の面積の割合が4割を占める区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上、13件については、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして13件、面積にして8,160㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

4番、村井委員におかれましては大変ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

議第6号の説明をいたします。

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてお諮りいたします。

これにつきましては、先月の総会でもお話をさせていただきましたが、今回1カ月の期間を定め、農業者からの意見集約を求めましたが、意見はございませんでした。

そこで、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画をこの冊子のとおりとしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいまの説明の中で皆様のほうから何かご意見ございましたらお願いいたしたいと思えます。

しばらくにしてないようですので、お諮りいたします。議第6号につきまして報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認めます。

どうもありがとうございました。

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『正副部会長会議の調査結果報告について』事務局、説明願います。

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

今ほど説明を受けたわけでございますが、皆様のほうで何か質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

ないようですので、続きまして報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告願います。

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。5月24日午前9時から厚生会館第2集会室において会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の調査部会は第1調査部会で、5月24日午前9時から開催の予定になっておりますので、関係者はよろしくをお願いいたします。

なお、来月の総会は29日を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時00分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（12番）

議事録署名委員（22番）
